賦課基準を見直し、経費負担の公平性を図ります

社会経済や農業情勢の変化に対応するべく、平成23年11月に亀田郷中期計画2011として運営計画を策定しました。持続可能な事業運営サイクルを目指し、「都市近郊農業の更なる発展に向けて」、「亀田郷の農業農村を良好な形で次世代へ引き継ぐ」、「悠久の亀田郷づくりに向けて」を目標に掲げ、49項目の課題を担当課ごとの工程表を定めて達成に向けて検討しています。

そのひとつとして経費負担の公平性の観点から賦課基準を見直します。

見直しの考え方や賦課基準の例、実施スケジュールを作成いたしましたので、組合員の皆様からもご理解とご協力をいただき円滑に作業を進めていきたいと考えていますので宜しくお願いいたします。

中期計画策定項目（抜粋）

財務運営の確立

①公平な賦課基準の策定実施

賦課と特殊田の定義を明確化し、地目と用途の整理を行い、平成25年度から新しい賦課基準で賦課徴収を行います。

○賦課基準見直しの概要

１．基本的な考え方

これまで農地の地目を基準に賦課金を徴収してまいりましたが、経費負担の公平性の観点から、農地の用途により賦課を見直します。

①地区内農地の賦課地目は田･畑の2種類とする。

②田地目、または田地目以外の畑や雑種地などで用水を使用している場合は田賦課とします。

③特殊田負担金（Ａ地区･Ｂ地区）は地区外農地が対象となります。

２．賦課基準の例

○田賦課となるもの

・地目が畑で、用水を使用し、水田として利用されている場合は田賦課とします。

・また、用水不足により自家用ポンプで補給している場合も用水を使用していますので田賦課となります。

・雑種地（旧はさ場）も水田に利用されていれば田賦課とします。

・地目が田で、大豆転作や園芸ハウス及び埋め立てて畑などに利用されている場合は、用水を使用していませんが、田として転作面積に入っていることなどからこれまでどおり田賦課です。

○畑賦課となるもの

・地目が畑で水田に利用されていても、地下水などを自家用ポンプで掛けている水田は用水を使っていませんので畑賦課とします。

○特殊田負担金となるもの

・地区外の農地で用水を使用している水田は特殊田負担金（Ａ地区）となります。

・尚、Ｂ地区については変更ありません。

○その他

・畦畔等の移動により面積の変更がある場合は、ご本人からの申し出により修正します。

・賦課内訳書に転用された土地が記載されている場合は、地区除外など所定の手続きを行ってください。

３．実施スケジュール

平成25年2月中旬までに賦課システムの地目の整理、賦課地目の変更を行います。

変更後の賦課内訳書を関係する組合員に配布いたしますので変更箇所を確認していただきます。

平成25年度賦課から新たな賦課基準により実施します。

賦課の公平性（土地改良法第36条解説抜粋）

経費負担の基準は農用地の受ける利益によるべきで、健全な社会の常識により組織の総意を持って判断し、地積や用水量その他の客観的な指標により較量されたものによる。
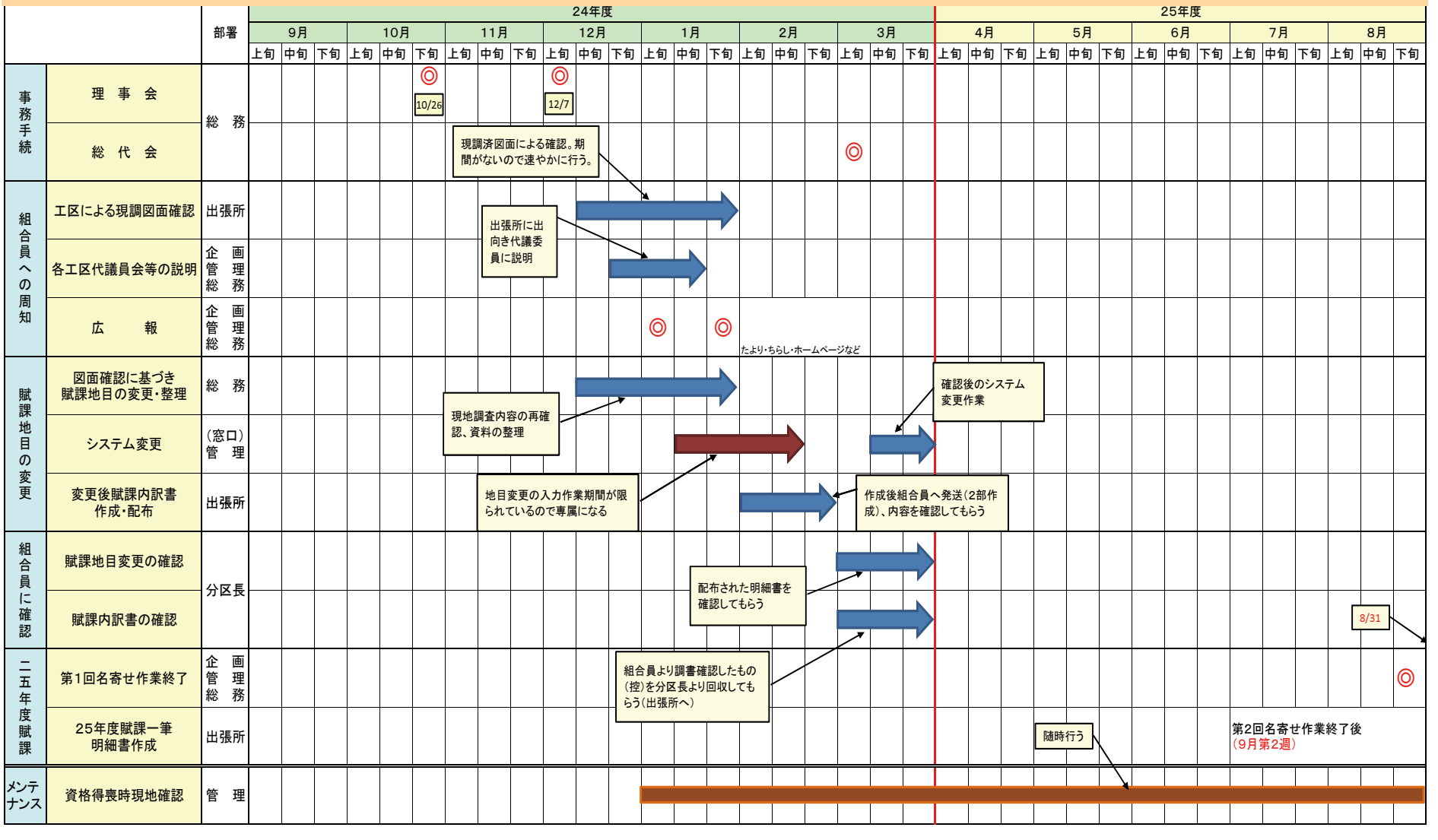
25年度賦課基準変更による作業スケジュール表